

平成25年度受付分
調査対象とならなかった事例（全文）

～ 目 次 ～

(1) シルバー人材センターでの庭木の剪定	2
(2) 県が交付した補助金	7
(3) 時間帯通行規制や警笛禁止の標識等設置	9
(4) 悪徳と思われるボランティア団体の廃絶	9
(5) 立田山自然公園内の管理	10
(6) 生活保護費の不正受給	11

(1) シルバー人材センターでの庭木の剪定

【苦情申立ての趣旨】

- 1 平成 24 年 6 月〇日に「熊本市シルバー人材センター」に対して、除草及び庭木の剪定を依頼した。除草については、依頼したとおり、同年 8 月〇日に実施されたが、庭木の剪定については、平成 25 年 1 月中旬の実施を要望したにもかかわらず、未だに実施されておらず、これまで同センターから何の連絡もない。庭木の剪定が実施されないことによって、隣家にも迷惑がかかっており、すでに実害が発生している。なぜ庭木の剪定が遅れているのか原因を知りたい。また、同センターには、早く庭木の剪定を実施してほしい。

- 2 また、これまでの経験から、同センターの業務のあり方には、以下のとおり納得いかないので、改善を要望する。
 - (1) 同センターに庭木の剪定を毎年依頼しているが、剪定の時期は、例年 1 月か 2 月である。本当は、年末に剪定を実施してもらいたいのだが、以前、年末の剪定実施を依頼したところ、その時期は、依頼が集中するということで、翌年の 1 月にまわされた。それ以来、ずっと 1 月か 2 月の実施となっている。どのように作業の実施順番を決定しているのかはわからないが、仮に、実施順番を作業員が恣意的に決めることができるのであれば、公平・公正さを欠き問題である。依頼者にこのような疑問を生じさせないためにも、作業の実施順番の決定方法を明確にし、依頼者にもわかるように「積算書兼請求書」等に明文化すべきである。

 - (2) 前回（平成 24 年 1 月）の剪定時、剪定の際に複数の隣家の敷地内に立ち入る必要があるため、隣家の住人らから立入りの承諾を取り付けてほしいと作業員から要求された。それをしないのであれば、剪定作業を行わないとのことだった。私は、以前から、当該業務を同センターに依頼しているが、今まで、このようなことを一度も要求されたことはなかった。当然、作業員が、立ち入る必要がある隣家の住人から承諾を得て、作業を実施していたものと思っていた。剪定を実施する際の隣家への立入り承諾をいづれが取り付けるのか不明確であるので、誰が承諾の取り付けを行うのかを明確にし、「積算書兼請求書」等へ明文化すべきである。

 - (3) 前々回（平成 23 年 1 月）までの剪定くずの廃棄費用は、後日作業費用とあわせて請求され、金融機関で支払う仕組みだった。しかし、前回（平成 24 年 1 月）の剪定くず廃棄については、作業当日に、作業員が剪定くずを処分場へ持ち込み、作業員がその処分料金を支払い、その直後に、その領収書と引き換えに依頼者である私からその料金を受け取るという仕組みであった。変更前の仕組みであれば、作業当日に依頼者が不在であっても作業を実施することができたが、変更後の仕組みでは、作業日に依頼

者に在宅を強いることになる。変更後の仕組みは、依頼者に一方的に不便を押し付けるものであるので、以前のように、後日、剪定費用と廃棄費用を金融機関に支払う仕組みに戻してほしい。

(4) 庭木の数・剪定の時期は、ほぼ一定しており、毎年の剪定の作業量は、ほぼ一定していると思われるにもかかわらず、過去 7 回の剪定費用とくずの廃棄費用はかなり変動している。少ないときでは、17,000 円ほどであるが、多いときでは、25,000 円ほどにも及ぶ。これは、剪定費用の算定が、作業人員と作業時間とで積算される体系となっており、テキパキ作業したときとゆっくり作業したときとでは、作業時間に差が出るためである。このような積算費用の算定の仕方は、不公正であるので、剪定費用が変動しないように、業務量に応じて費用を一定にした請負制度に変更すべきではないか。

(5) 以上のように、同センターは契約当事者であるにもかかわらず、業務を作業員に任せきりにし、管理監督を怠っている。同センターは、公的な存在なのだから、自ら業務を管理監督し、公平・公正な運営につとめてほしい。

【市の回答】

申立人におかれては、熊本市シルバー人材センター（以下「センター」という。）へ作業を依頼するにあたり、その運営方法に不満や疑問を抱かれたことかと思いますが、本件について、本市がセンターに対して指導することはできません。

確かに、本市は、センターに対して、高齢者等の雇用の安定等に関する法律及び熊本市補助金等交付規則に基づき、高齢者就業機会確保事業やライフサポート事業といった事業を対象に補助金を交付していますので、補助金の適正な執行がなされているかどうか調査等を行い、不適切な執行等があった場合には、返還等を命ずることができますが、指導等ができるのは、その限りにおいてということになります。

したがって、本件のようなセンターの運営方法等に関しては、市が指導・監督する権限を有するものではないと考えます。

もっとも、センターに対する苦情・意見等があった場合には、改善を促すための情報としてセンターへその内容を伝え、対応をお願いしているところです。

【オンブズマンの判断】

1 申立ての趣旨をめぐって

申立ては大きくは二点に分けられます。第一点は、熊本市シルバー人材センター（以下「センター」という。）に依頼している庭木の剪定が遅れている理由の説明とその早期実施を求めていることです。第二点は、センター業務のやり方に対する継続的利用者か

らの各種の改善要望です。いずれも、市の業務ではなく、センターの業務に関するものです。

センターは市が補助金を出している市の外郭団体ですから、市はその外郭団体に対してどのような場合に指導・監督の権限を有するのかが問題になります。熊本市オンブズマン条例第 19 条に、市の外郭団体は「当該団体が受ける市の補助金の執行に係る苦情等の調査について協力するよう努めるものとする」とあります。外郭団体はオンブズマンの直接の調査対象にはなりません。市の補助金の執行に関する苦情等に関する場合には、外郭団体も、オンブズマンが調査協力を求めた場合には、市の所管課による調査に協力するよう努めるものとされています。

問題の焦点は、センターの業務に対する今回の申立てが、センターに対する市の補助金の適正な執行に関わるものと言えるかどうかにあります。その検討に先立ち、申立人とセンターの契約関係についてみてから、中心問題を検討することにします。最後に、市の調査協力によって得られた、申立てに対応した市の回答を提示することにします。

2 申立人とセンターの契約関係

申立ての第一点である庭木の剪定に関しては、契約当事者は申立人とセンターです。申立人は平成 24 年 6 月〇日にセンターに対して、1 月中旬に庭木の剪定を実施するよう申し込み、センターはそれに承諾を与えているものと推測されます。申立人は、1 月中旬に庭木の剪定が実施されなかっただけでなく、センターからの連絡もなかったため、今回、オンブズマンに対して、庭木の剪定が遅れている原因の究明と作業の実施を求めて申し立てられたものと思います。

通常の場合には、センターが、所定の時期になっても庭木の剪定を実施してくれなければ、契約者は、センターに対して早期の実施を求め、それでも実施してくれなければ、再度その実施を強く求めるか、場合によってはその履行を断念して別の業者に依頼するのではないかと推測されます。しかしながら、申立人は、センターに対して庭木の剪定の実施を一度も催促されることがないまま、オンブズマンに申し立てられたのではないかと推測されます。

申立人がこのような対応をされた理由は二つ考えられます。ひとつは、申立ての第一点に関しますが、申立人のように、毎年継続して発注する人（いわゆるお得意様）については、センター事務局や会員で作業時間を管理し、時期が近づくと会員から発注者に連絡、見積り、作業、請求を行うことになっているから、実施がずれてもその連絡がなくても、センターとの継続的な関係を重視しているという理由です。もうひとつは、この機会に、申立人が長い間継続的に利用しているセンターの業務遂行の仕方によって不利益を受けているから、センターの業務体制の改善を要望したいという理由です。これは申立ての第二点に関わっています。いずれの理由も、申立人の利害に関わっているのは明らかです。

しかし、ここで重要なのは、第一に、外郭団体であるセンターの業務に対して市はどこまで指導・監督する権限をもっているのか、第二に、申立内容は補助金の適正な執行という観点からみて問題になるのかどうか、ということです。

3 センターの業務に対する市の関わりについて

(1) センターに対する市の関わり

シルバー人材センターは、高齢者が働くことを通して生きがいを得るとともに、地域社会の活性化に貢献する組織であって、原則として市町村単位で置かれて、基本的には都道府県知事の許可を受けた社団法人としてそれぞれ独立して運営されています。シルバー人材センターは、地域の家庭や企業、公共団体から請負又は委任契約によって仕事を受注し、会員として登録した高齢者から適任者を選んでその仕事を遂行します。仕事の完成は契約主体であるシルバー人材センターが負うことになっています。シルバー人材センターは「自主・自立、共働・共助」の理念に基づき、会員の総意と主体的な参画によって運営する組織とされています。

シルバー人材センターは、「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」第 43 条により、毎事業年度、厚生労働省令で定めるところにより、事業計画書と収支予算書を作成して都道府県知事に提出しなければなりませんし、事業年度終了後に事業報告書と収支決算書を、都道府県知事に提出しなければなりません。そして、同法第 43 条の 2 により、都道府県知事は第 42 条第 1 項に規定する業務に関し監督上必要な命令をすることができることになっています。

「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」第 6 章により、センターの指定は熊本県が行い、3年に1回の監査を行っているということです。

市はセンターを「外郭団体」の一つとして位置づけていますが、そのセンターに対して「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」と「熊本市補助金等交付規則」に基づいて、平成 24 年度には約 5000 万円の補助金を出しています（センターの総事業費は約 10 億円です）。そして、「熊本市補助金等交付規則」によれば、市は、補助金が適正に執行されていることを調査し、不適切な執行があれば、補助金交付の取消しや交付された補助金の返還を求めることになっています。市が関わるのは、補助金の適正な執行に関するかぎりにおいてです。補助金の適正な執行という視点から見て、センターの業務のあり方に問題があるならば、センターに対する市の指導・監督が必要とされることとなります。

(2) 申立人の苦情内容は補助金の適正な執行に関するものかどうか。

申立人の苦情内容は、市の補助金の適正な執行を妨げているような不公正な業務執行にあたるかと言えるかどうかの問題になりますが、今回の苦情内容は市の補助金の執行に関するわけではないので、市にはセンターに対する指導・監督の権限はない、と

というのが市の回答です。

思うに、第一点に関わる契約の履行遅滞への対応についても、第二点に関わる業務体制の改善要望への対応についても、センター自身が責任をもって対応すべき事項です。センターは、独立の組織として自らの責任において管理運営および業務執行を担っている社団法人ですから、申立人自身が、直接センターに対して、契約当事者として契約の履行を求め、継続的利用者として業務体制の改善を求める必要があると思います。

庭木の剪定が大幅に遅れた原因の究明と庭木の剪定の早急な実施を求めるために最も迅速かつ有効な方法は、申立人がセンターに対して庭木の剪定が遅れている理由を問い、早く庭木の剪定を実施するように催促することです。センターの業務体制のあり方の改善要望の中には、業務執行を個々の作業員任せにしないで、センターが公正な指導・監督をしてほしいという要望が含まれていますが、この要望も、第一次的にはセンターに直接申し入れる必要があります。

申立人が指摘しておられる現行の業務体制の問題点は、いずれも契約者＝利用者にとってもセンターにとっても重要であるのは確かですが、市の補助金の適正な執行を直接疑わせるものと言うのは困難であると思わざるを得ません。

(3) 市に寄せられたセンターへの苦情・意見に対する市の対応について

市の回答によれば、センターに対する苦情・意見等が市に寄せられた場合には、改善を促すための情報としてセンターにその内容を伝え、対応をお願いしている、ということです。これは苦情・要望に積極的に対応してほしいというお願いであって、市の指導・監督ではありません。したがって、センターがそのような苦情・意見等にどのように対応するかは、センター自身が自らの責任において決めることとなります。

ただ、今回は、センターの業務に関してオンブズマンに申し立てられましたので、センターが市の補助金を得ている外郭団体であることと、センターの業務執行が申立人の利害に関していることをふまえて、市の担当課に対して調査協力を求めたところ、幸いにも、センターの調査協力も得て申立内容に対応した市の回答を得ることができましたので、つぎにその内容を提示することにします。

4 センターの調査協力による市の回答について

センターの業務執行は、個々の作業員の判断任せではなく、ルールに基づいて公正に実施される必要があるという申立人の要望は、オンブズマンとしても妥当なものと思いますが、センターが決定すべき業務に関する市の回答内容については、オンブズマンの判断を控えることにします。

(1) 庭木の剪定が遅れた理由について

市の回答によれば、平成24年1月〇日の剪定作業の時にお得意様登録の申請を受けて作成された受注表が剪定班長に郵送されていたが、班長の受注表確認漏れのために作業予定時期の段取りがなされていなかったということです。

申立人がオンブズマンに申し立てられた後のことですが、平成25年6月〇日に、申立人から事務局にすぐにでも作業をしてほしいとの問い合わせがあったために、事務局から班長にFAXで連絡し、班長が何度も申立人への連絡を試みたが、留守で連絡がつかず保留扱いになっていた、ということです。その後、班員不足で作業全体が遅れてきたために、平成25年7月中旬ごろ班長は剪定部会長に連絡して、応援要員で申立人からの依頼作業を実施してもらうように要請。剪定部会長は8月中旬以降の対応になることを班長に伝え、現在作業実施に向けた段取りを行っているので、今後、日程が決まり次第、申立人に連絡を入れる、ということです。

(2) センター業務に対する改善要望について

市の回答によれば、社会通念として作業実施に伴う事前準備は発注者が行うべきもの、というのがセンターの認識であるということです。発注者が隣家への立入り許可を取り付けるものと認識されています。

平成23年10月からの組織改革によって、剪定くずは剪定班が自ら処分することになり、会員が発注者の代理として個人の車両で剪定くずを民間の処理場に持ち込むことになるために、領収書と引き換えに発注者から現金でお支払いいただくことになった、ということです。もっとも、北南地区では民間業者とセンター間で契約ができたために、後日振り込みで対応可能とのことですが、平成25年3月よりセンターが南西地区を対象にチップ化事業を開始したために、現在処分代金について現金のやり取りが残っているのは東地区のみになっている、ということです。

センターと市の調査協力により得られた以上のような回答内容についても、申立人がセンターと直接話し合いをされる場合に参考にしていただければ幸いです。申立人は、剪定作業の契約形態や剪定費用の算定の仕方についても改善要望を提示しておられますが、これらの具体的な業務執行の仕方の改善についてはもとより、ルールに基づいて業務を執行してほしいという基本的な業務改善についても、申立人が直接センターに要望していただき、センターと直接話し合っていたいただきたいと思います。

個別的な契約者や継続的な利用者の声がセンターに届けられることにより、今後のセンターの業務遂行の仕方が、より利用しやすくより公正なものになることを願っています。

(2) 県が交付した補助金

【苦情申立ての趣旨】

社会福祉法人〇〇、熊本県〇〇基金満額金〇〇万円書類不備・建物賃貸料支払わなくて

も国・県の補助金がおりののか？

＊熊本県・〇〇市・〇〇市〇〇常任委員会の開示請求資料に基づいて。

私の〇が、熊本県〇〇市に土地を所有しており、同土地を社会福祉法人〇〇に貸しています。

- ① 社会福祉法人〇〇・理事長・理事・顧問は土地・建物を借りているのにも係わらず社会福祉法人名義で土地所有名義をした書類で〇〇市・〇〇市〇〇常任委員会・熊本県に提出して満額 金〇〇万円です承認され、地権者である〇を無視し社会福祉法人審査基準を無視した書類を見過ごす熊本県。だます〇〇市・〇〇市〇〇常任委員会。国をだます熊本県。国・県のお金 満額金〇〇万円を社会福祉法人〇〇の手元に出さないようお願い致します。
- ② 熊本県〇〇基金の件、一度却下された書類が再び補助金が承認されたのは？（この書類も開示されております。）
- ③ 平成24年度社会福祉法人現況報告書には、土地・建物賃貸料を支払っているようになっていますが実際は支払っておりません。書類では完璧な書類ですが、実際はうそです。この書類も提出期限よりも遅れて2013年7月〇日に提出。苦心の書類です。にもかかわらず〇〇市も熊本県もご承知にも係わらず書類を受理されております。
- ④ 社会福祉法人〇〇・理事長・理事・顧問の資質・毎年毎年対応しない改善状況報告書（毎年増えております）厳しく注意しない〇〇市・〇〇市〇〇常任委員会・熊本県の怠慢をご注意お願い致します。

4点調べて頂いてうそいつわりは、ございませんので社会福祉法人〇〇に熊本県〇〇基金金〇〇万円をおろさない事と社会福祉法人〇〇の役員の資質問題、確かめて頂ければすぐにはわかると思います。（改善状況報告書にもあがっております。）
皆様よろしくお願い致します。

【オンブズマンの判断】

あなたが申し立てられた上記苦情申立ての趣旨については、平成 25 年 11 月〇日に受け付けました。

熊本市オンブズマン条例第 6 条本文では、オンブズマンの管轄については「市の機関の業務の執行に関する事項及び当該業務に関する職員の行為」と定めていますが、あなたの上記苦情申立ては、いずれも「市の機関の業務の執行に関する事項」には該当しません。そのため、オンブズマンの調査の対象外となります。

なお、熊本県〇〇基金については、熊本県〇〇課、〇〇市〇〇課が、社会福祉法人の監

査については、熊本県社会福祉課がそれぞれ窓口となっているようです。

※ 個人情報保護の観点から、基金、関係部署等についても公表しておりません。

(3) 時間帯通行規制や警笛禁止の標識等設置

【苦情申立ての趣旨】

自宅前道路の車の騒音に迷惑しており、子供が生まれた頃はよく泣いていた。今はうるさい度に耳を塞いだり「うるさい！！」と叫んでいる。通勤、帰宅時間が最も多いと思うがその他の時間帯もしょっちゅうクラクションを継続的または断続的に鳴らしている。数百メートルの道に5箇所ほど交差する道があるが、自車を優先させるために速度を落とさずクラクションを何回も鳴らして通過していくので鳴らす必要がないのにうるさくて困っている。窓を開けた状態で音楽を大音量で流している車もいて兎に角うるさい。時間帯通行規制や警笛禁止の標識など設置して積極的に取り締まって欲しい。

【オンブズマンの判断】

あなたの苦情申立ては、自宅前道路の車の騒音を防ぐため、時間帯通行規制や警笛禁止の標識などを設置して積極的に取り締まって欲しいというものです。

しかし、オンブズマン条例第6条は、市の機関の業務の執行に関する事項及び当該業務に関する職員の行為（以下「市の業務」という。）をオンブズマンの管轄事項としておりません。

あなたの苦情申立てのうち、時間帯通行規制については、道路交通法に規定されており、公安委員会が、交通公害その他の道路の交通に起因する障害を防止するため必要があると認めるときに、道路標識等を設置し、交通の規制をすることができるとされております。また、警笛禁止についても道路交通法に規定されており、違反した場合の罰則も規定されておりますが、その取締りは警察によってなされます。

以上より、時間帯通行規制については熊本県公安委員会の仕事であり、警笛禁止の取締りは熊本県警察の仕事ですので、あなたの苦情申立ては、熊本市の業務に関する事項とは言えず、オンブズマンの管轄の範囲外となりますので、調査の対象外となります。

なお、本件ご要望につきましては、所轄の警察署へお問い合わせください。

(4) 悪徳と思われるボランティア団体の廃絶

【苦情申立ての趣旨】

ボランティア団体の活動を含む慈善事業について悪徳と思われる団体の廃絶を行いたくご相談のメールを致しました。近頃、人助けを目的と語った暴力的な団体が増えている様なのですが、ボランティア団体を装った犯罪グループが多く存在している様に思われます。ボランティア団体や宗教法人の活動について苦情申し立てをしたい場合どこに相談するべきでしょうか。よろしければお返事下さい。

【オンブズマンの判断】

あなたが申し立てられた上記苦情申立ての趣旨については、平成 25 年 12 月〇日に受け付けました。

熊本市オンブズマン条例第 6 条本文では、オンブズマンの管轄については「市の機関の業務の執行に関する事項及び当該業務に関する職員の行為」と定めていますが、あなたの上記苦情申立ては、「市の機関の業務の執行に関する事項」には該当しません。そのため、オンブズマンの調査の対象外となります。

なお、上記苦情申立ての趣旨の記載からは、申立人が意図されていることを正確には推し測ることはできませんが、社会福祉法人熊本県社会福祉協議会会員のボランティア活動については熊本県社会福祉協議会熊本県ボランティアセンター、熊本県内の宗教法人の活動については熊本県私学振興課、警察に対する意見・要望、ストーカー・DV等の犯罪被害、防犯問題に関しては、熊本県警察安全相談室が窓口となっているようですので、参考にいただければ幸いです。

（5）立田山自然公園内の管理

【苦情申立ての趣旨】

立田自然公園の管理不十分

- 1 自然公園のため竹林、苔園等があるが竹林は毎年成長するので新旧が混在し酷いところは枯れ竹となって或るものは倒れかかったものまで出ている始末であるが除去された事がない。
- 2 苔園の管理で夏季、冬季の別なく水分の補給がなされなく、先の工事で手入れしたのにそのまま一部枯渇もみられる。
- 3 公園内の通路の補修がなされない。先の茶室等の工事時に通路等も整備されたが舗装でなく土を固めたものなので風雨にさらされ坂道等は土が流され所々に穴があき、穴をよけて通っている状態である。
- 4 公園の入り口その他各所の柵も腐れ、破れが見えるがそのままの状態である。

以上は思い出すまま書いてみたが切りがないので出来れば写真や現物を見て具体的な対策を練ってほしい。

【オンブズマンの判断】

あなたが申し立てられた上記苦情申立ての趣旨 1 ないし 4 については、平成 25 年 9 月〇日に受け付けて調査を行うかどうか検討いたしました。

熊本市オンブズマン条例第 15 条 (2) では、「苦情の申立てに係る事実について、当該申立てを行ったものが自身の利害を有しないとき」には当該申立てはオンブズマンの調査対象外とされております。ここでいう「自身の利害を有」するとは、申立人が市の機関の業務の執行に関する事項やそれに関わる職員の行為によって、自分自身が直接の不利益や権利の侵害を受けたことを言います。このような調査対象外の規定が設けられたのは、苦情の内容がいたずらに広範化し、市民の個別の権利及び利益を保護するというオンブズマン制度の本来の趣旨を逸脱する事態を防止するためです。

あなたの苦情申立ては、いずれも貴重なご意見ですが、あなた自身が個別直接に上記の利害を有している事実とは言えませんので、オンブズマンの調査の対象外となります。

(6) 生活保護費の不正受給

【苦情申立ての趣旨】

私の同じ職場（公的機関）に生活保護費を不正受給している人がいる。その人は毎日昼食を外食かコンビニ等で済ませ、服や靴もとっかえひっかえしている。また、その人を知る公的機関の利用者からは、公的機関で働いているのにもかかわらず生活保護を受けていることについての苦情を受けている。がんばって努力している人からすれば、頭に来るのは当然だと思う。

また、昨年 7 月頃には、不正受給がバレそうになったのか、急に 1 ヶ月ほど仕事を休まれたことがあった。休んだ理由について、私たちは体調不良による自宅療養と聞いていたが、本当は、職場の上司を通り越し、国の上の機関に対して、自分が生活保護受給者とバラした同僚がいるとありもしない事を言って、いろいろな人や機関を動かしたそうである。その為に解雇される人まで出ている。何もかも嘘で固めた人の方が得をし、真っ当な人が解雇されるのはおかしい。上司たちは、すっかり利用され騙されている。どうか不正受給について調べてほしい。

【オンブズマンの判断】

あなたが申し立てられた同僚の生活保護受給に関しての苦情について、平成 26 年 2 月 〇日に受け付けて調査を行うかどうか検討いたしました。

熊本市オンブズマン条例第 15 条 (2) では、「苦情の申立てに係る事実について、当該申立てを行ったものが自身の利害を有しないとき」には当該申立てはオンブズマンの調査対象外とされております。ここでいう「自身の利害を有」するとは、申立人が市の機関の業務の執行に関する事項やそれに関わる職員の行為によって、自分自身が直接の不利益や権利の侵害を受けたことを言います。このような調査対象外の規定が設けられたのは、苦情の内容がいたずらに広範化し、市民の個別の権利及び利益を保護するというオンブズマン制度の本来の趣旨を逸脱する事態を防止するためです。

あなたの苦情申立ては、同僚が受給を得ることができるか否かという他人の利害に関す

ることになり、あなた自身が直接に上記の利害を有している事実とは言えませんので、オンブズマンの調査の対象外となります。

なお、本件のような生活保護費の不正受給に対する苦情・ご意見につきましては、熊本市健康福祉政策課保護管理室又は不正受給者の住所を管轄する区役所保護課へご相談下さい。